

川崎市優良建築物等整備事業取扱要領

(特別に市長が認めた地区)

第1 川崎市優良建築物等整備事業制度要綱（平成17年1月16日17川ま
市整第1192号。以下「要綱」という。）第4条第5号に規定する「特別
に市長が認めた地区」とは、川崎都市計画都市再開発の方針で定める整備促
進地区又は住宅市街地の開発整備の方針における重点地区のうち、次の各号
に該当する、安全性・防災性の面から再開発を行うことが望ましい地区をい
う。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第1
5号）別表第一に掲げる耐用年数を経過した建築物の数が過半を占め
ている地区であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路
に接していない敷地の数が過半を占めている地区であること。

(補助額)

第2 要綱第9条第1項に規定する「市街地再開発事業等補助要領（昭和62
年建設省住街発第47号。以下「国要領」という。）において算出する補助
額」とは、国要領第5第3項第一号の表の（あ）欄に掲げる区分に応じ、
(い) 欄に掲げる項目のうち○を付したもののが費用を合計した額（以下、「国補助対象事業費」という。）のうち、事業主体が施行者に補助する額の
ことをいう。

ただし、緊急構造計算書偽装問題対策事業制度要綱（平成18年2月6日
国住街第249号。以下「偽装対策要綱」という。）第3に該当する分譲マ
ンションの建替えに係る事業（以下「偽装対策事業」という。）にあっては、

偽装対策要綱第6の規定に基づき国要領を読替えるものとする。

(市長が必要と認めた事業等)

第3 要綱第9条第1項に規定する「市長が必要と認めた事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいい、地方公共団体の補助する額は、国補助対象事業費の3分の2を限度とする。

(1) 偽装対策事業

(2) 前号に規定する事業のほか、水害、がけ崩れ、火災その他の防災上の課題があり、緊急に整備する必要のある地区の改善に資する事業

(準じた地区)

第4 要綱別表1の施行区域の欄の「整備促進地区等」の項目に規定する「それに準じた地区」とは、要綱第4条第5号に規定する「特別に市長が認めた地区」のことを行う。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に実施中の川崎市優良建築物等整備事業は、この基準による川崎市優良建築物等整備事業とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この改正要領は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に実施中の川崎市優良建築物等整備事業は、この基準による川崎市優良建築物等整備事業とみなす。